

令和6年度の 大阪労働局の取組状況について

- (1) 雇用環境・均等の分野・・・・・・・・・・・・ (3～11頁)
- (2) 労働基準の分野・・・・・・・・・・・・ (12～19頁)
- (3) 職業安定の分野・・・・・・・・・・・・ (20～28頁)
- (4) 需給調整事業の分野・・・・・・・・・・・・ (29～30頁)
- (5) 労働保険適用徴収の分野・・・・・・・・・・・・ (31～32頁)

(1) 雇用環境・均等の分野

大阪・関西万博における労働環境の確保に向けた周知・啓発

- ・ 当局ホームページの特設ページやSNS (Instagram、X) の活用、大阪働き方改革推進会議の構成員・オブザーバーとの連携により、大阪・関西万博に携わる労働者一人ひとりが、安全かつ健康に、また適正に働けるよう、大阪・関西万博に参加する団体・企業等に対し周知・啓発を実施。
- ・ 令和7年1月22日に、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会に対し、参加国及び参加団体・企業に対する労働環境確保に向けた協力要請を実施。



大阪働き方改革推進会議

- ・ 大阪働き方改革推進会議(令和6年5月28日開催)で策定した令和6年度基本方針の「一体的な取組事項」と「その他の取組事項」について、引き続き、構成員・オブザーバー間で連携を図り、取り組んでいる。
 - ・ 令和6年10月18日 令和6年度実務者会議を開催

◆令和6年度基本方針における「一体的な取組事項」

- ①賃金の引き上げのための環境整備と生産性の向上
- ②長時間労働の抑制
- ③人材不足が顕著な分野における人材確保対策等

◆令和6年度基本方針における「その他の取組事項」

- ①多様な人材の活躍促進
- ②多様で柔軟な働き方の実現

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

- ・ 中小企業や小規模事業者等に働き方改革への理解を促進し、課題に応じた支援を推進するため、平成30年4月から「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」を開設。(大阪府社会保険労務士会に委託。)
- ・ 企業からの電話・来所・メール・オンラインによる相談対応、事業所への訪問・オンラインでのコンサルティング、働き方改革関連法セミナー等が無料で利用できる。

【主な相談内容】

- ・ 労働時間の見直し(時間外労働の削減・36協定の締結の仕方など)
- ・ 非正規雇用労働者の処遇改善(同一労働同一賃金ガイドライン対応など)
- ・ 助成金の活用(利用可能な各種助成金に関するアドバイスなど)

活動実績	令和5年度	令和6年度(1月末)
相談件数	2,303件	1,863件
コンサルティング件数	2,111件	1,745件
セミナー回数	243回	142回

◆同一労働同一賃金への対応

- ・ 関係機関と連携を図りつつ、社会保険労務士等の専門家による、業界別同一労働同一賃金マニュアル等を活用したきめ細やかな支援を行っている。
- ・ 労働基準監督署から提供された情報を集約し、同一労働同一賃金への対応のためセンターを活用したい意向の事業主に関して労働局からセンターに情報提供を行うなど、連携を取って対応を行っている。



- ◆多様な働き方の実現応援サイト
パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善等に関する様々な情報や、取組事例等を提供しています。

最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

賃金引上げに向けた機運醸成・各種助成金による支援策

大阪政労使の意見交換会（地方版政労使会議）

- 令和7年2月、大阪府知事・大阪の労使団体のトップ級・厚生労働副大臣等が出席し、「大阪政労使の意見交換会（地方版政労使会議）」を開催し、価格転嫁等の取引適正化など賃金引上げに向けた取組について、意見交換し、政労使の連携による持続的な賃上げに向けた機運醸成を図っている。



▲R7.2.17 大阪政労使の意見交換会

業務改善助成金

- 事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に助成金を支給している。
- 昨今の賃上げ機運の高まりや最低賃金の大幅な引き上げを背景に、当助成金の申請件数が年々増加している。

申請件数			
令和6年度 （1月末）	令和5年度	令和4年度	令和3年度
1,826件	1,529件	510件	360件

働き方改革推進支援助成金

- 生産性を高めながら労働時間の縮減等に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主又は傘下企業を支援する事業主団体に対して助成金を支給している。
- 令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用された建設業、自動車運転者、医師を対象に、昨年度に新設された適用猶予業種等対応コースを令和6年度も、業種別課題対応コースに名称変更し引き続き運用、その他「労働時間短縮・年休促進支援コース」「勤務間インターバル導入コース」「団体推進コース」と合わせ、令和6年度は、4つのコースで助成金を支給している。

申請件数		
	令和6年度	令和5年度
業種別課題対応コース ※ 5年度は適用猶予業種等対応コースとして実施	85件	26件
労働時間短縮・年休促進支援コース	396件	360件
勤務間インターバルコース	18件	11件
労働時間適正管理推進コース ※ 令和5年度で廃止	—	15件
団体推進コース	4件	3件
合計	503件	415件

正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差解消への取組

パートタイム・有期雇用労働法の履行確保

- 労働基準監督署から提供された情報等に基づき、パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収等を行い、正社員と短時間労働者または有期雇用労働者等との間の不合理な待遇差等を確認した場合には助言、指導を行っている。併せて、「同一労働同一賃金ガイドライン」の周知・啓発を行い、望ましい雇用管理の改善等に向けた助言を行っている。
- 個々の労働者の均等・均衡待遇に係る労使紛争に対しては、パートタイム・有期雇用労働法に基づく紛争解決援助制度の利用を促し、解決に向けて働きかけている。

パートタイム・有期雇用労働法に係る報告徴収実施件数

令和5年度	505件
令和6年度(1月末現在)	710件
監督署からの情報によるもの	485件

- 令和5年度における報告徴収時の助言内容として、最も多いのが、「労働条件の文書交付等(昇給・賞与・退職手当等の有無の明示)」(237件)、次いで「通常の労働者との不合理な待遇差の禁止」(124件)、「相談体制の整備」(81件)となっている。

年収の壁への取組(年収の壁・支援強化パッケージ)

- 人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として年収の壁・支援強化パッケージに取り組んでいる。

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)を新設

令和5年10月に社会保険適用時処遇改善コースを新設。
短時間労働者が被用者保険(厚生年金保険・健康保険)の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、
労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行っている。
・大阪労働局への届出件数2,540件(令和7年1月末時点)

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

- 特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、
- 見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料**を作成・公表。
 - 中小企業団体等を通じた周知。**

女性活躍推進法に基づく企業の取組支援

一般事業主行動計画策定企業数

4,129社（うち100人以下 347社）＜届出率 95.3%＞
※令和7年1月末現在

令和4年4月1日より、行動計画の策定・届出等の義務の対象が常用労働者数301人以上の事業主から101人以上の事業主まで拡大。

えるぼし認定企業数

230社（うち300人以下 106社）	
3段階目	141社
2段階目	86社
1段階目	3社
プラチナえるぼし認定企業 4社	

※ 令和7年1月末現在

※ 認定企業の詳細は「女性の活躍推進企業データベース」から検索可能



- 取組の実施状況が優良な事業主は、申請することにより厚生労働大臣の認定（えるぼし認定：3段階）を受けることができる。
- 認定事業主の中から特に優良な事業主は、特例認定（プラチナえるぼし認定）を受けることができる。（令和2年6月1日施行）
- 大阪労働局では、「えるぼし」認定及び「プラチナえるぼし」認定について、優秀な人材の確保や公共調達の際に加点評価されること等、認定のメリットを周知することにより、認定取得を勧奨している。

男女の賃金の差異の公表に向けた取組の促進

- 令和4年7月8日から常用労働者数301人以上の事業主が公表しなければならない女性の活躍に関する情報公表項目について、「男女の賃金の差異」が追加され、事業年度の開始後、おおむね3か月以内に公表、その後は年1回公表することが必要となった。
- 大阪労働局では行動計画の策定・届出の周知や助言指導に併せて、賃金の差異の公表も促している。

男女の賃金の差異公表企業数（近畿・全国）	
大阪	1,418 社
滋賀	108 社
京都	287 社
兵庫	582 社
奈良	75 社
和歌山	61 社
全国	16,278 社

※「女性の活躍推進企業データベース」より（令和7年1月末現在）

育児・介護休業法の履行確保

育児・介護休業法の履行確保

- 労働局では、年間を通して法について周知・啓発を行うとともに、指導課に設置されている「育児休業制度等に関する相談窓口」に寄せられる労働者、事業主等からの相談に積極的に対応し、法の履行確保を図っている。
- 男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置等を講じた改正育児・介護休業法が、令和7年4月から順次施行される。
- 労働局では、あらゆる機会を通じ改正法について周知・広報を行い、改正の趣旨及び内容だけでなく、法の趣旨及び内容並びに男性の育児休業の取得や子の年齢に応じた柔軟な働き方、仕事と介護の両立支援の促進について理解が進むよう丁寧な説明を行っている。

助成金による支援（両立支援等助成金）

- 仕事と育児・介護等の両立支援に取り組む中小事業主に対して助成金を支給している。
- 令和6年4月には、育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度を複数導入し、制度を利用した労働者に対する支援を行うため、「柔軟な働き方選択制度等支援コース」を新設し、令和6年度は全6コースで助成金を支給している。

申請件数						
コース名	出生時両立支援コース	育児休業等支援コース	育休中等業務代替支援コース ※令和6年1月に新設	柔軟な働き方選択制度等支援コース ※令和6年4月に新設	介護離職防止支援コース	不妊治療両立支援コース
令和6年度（1月末）	385件	987件	23件	15件	382件	20件
令和5年度	460件	1,098件	3件	—	896件	18件

次世代育成支援対策推進法に基づく企業の取組支援

一般事業主行動計画策定企業数（令和7年1月末）

7,789社（うち100人以下 4,019社）＜届出率 96.3%＞

くるみん認定企業数（令和7年1月末）

認定企業 275社（うちプラチナくるみん30社）



- 行動計画に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができ、さらに、くるみん認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い、一定の基準を満たすと特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができる。
- 大阪労働局では、「くるみん」認定及び「プラチナくるみん」認定に加え、昨年度新設された不妊治療と仕事との両立に関する認定制度「プラス」認定についても、認定取得の勧奨を行っている。

フリーランスが安心して働ける就業環境の整備

- 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)」が令和6年11月1日に施行された。
- 厚生労働省においては「フリーランスの就業環境の整備」のため、「募集情報の的確表示」「育児介護等と業務の両立に対する配慮」「ハラスメント対策に係る体制整備」「中途解除等の事前予告・理由開示」に係る相談対応を行い、フリーランスから就業環境の整備違反に関する申出があった場合、速やかに申出内容を聴取し、委託事業者に対する調査を行うなど、法の着実な履行確保を図っている。
- フリーランス・事業者間取引適正化等法について、各種会合での同法の説明や資料配布等の周知啓発の取組を行った。
- 委託事業者が法に沿った対応を行うよう、委託事業者に対する調査を実施し、助言等を行っている。

フリーランスの取引に関する
新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行。

人材確保等支援助成金(テレワークコース)

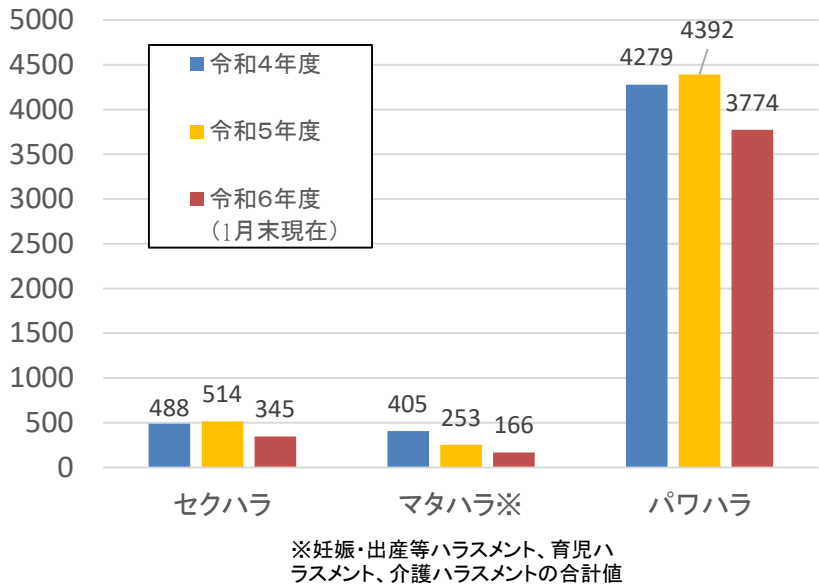
- 良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主(※)に対し助成金を支給している。 ※テレワーク勤務を新規に導入する事業主及び試行的に導入している(又はしていた)事業主が対象。
- テレワーク実施計画の認定後、テレワークに係る制度を新たに整備し、テレワークを実施可能とする取組を行った場合に機器等導入助成を行い、さらに、所定の離職率目標及びテレワーク実績基準を満たした場合は目標達成助成を行う。

決定件数				
			令和6年度 (1月末)	令和5年度
計画認定			7件	4件
支給	機器等 導入		2件	2件
	目標 達成		0件	5件

ハラスメント防止対策について労働局の取組

- 労働施策総合推進法の改正についての周知のため、事業主団体の研修等の機会を捉えて説明を行っている。
- 労働局及び労働基準監督署内に設置されている総合労働相談コーナーにおいて、パワーハラスメントに関する相談対応を行い、事案に応じて、紛争解決援助制度や調停を活用、労使間の紛争の解決を図っている。
- セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントに関しても、労働局で相談対応を行い、紛争解決援助制度等を活用して解決を図っている。
- 企業で法に沿ったハラスメント防止対策が行われるよう、企業に対して報告徴収等を実施し、事業主が講ずべき措置について助言・指導等を行っている。

ハラスメントに関する相談件数



男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法に基づく、紛争解決援助制度と調停の運用状況（令和6年度は1月末現在）

男女雇用機会均等法（セクハラ）に基づく援助（受案件数）

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
2 件	10 件	9件	2件

機会均等調停会議（セクハラ）による調停（受案件数）

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
5 件	10 件	3件	4件

労働施策総合推進法（パワハラ）に基づく援助（受案件数）

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
83 件	153 件	172 件	51 件

優越的言動問題調停会議（パワハラ）による調停（受案件数）

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
50 件	85 件	75 件	29 件

個別労働関係紛争解決制度の施行状況

労働相談件数

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
122,267件	151,560件	151,778 件	140,957 件

令和6年度(令和7年1月末現在)の労働相談件数のうち、事業主からの相談件数は50,853件(41.6%)。

民事上の個別労働相談件数(「労働相談件数」の内数)

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
27,849件	25,856件	26,339件	27,747 件

令和6年度(令和7年1月末現在)の個別労働相談件数のうち、事業主からの相談件数は3,011件(10.8%)。

個別労働紛争解決促進法に基づく、労働局長の助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの運用状況

労働局長の助言・指導(受付件数)

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
785件	935 件	743 件	732 件

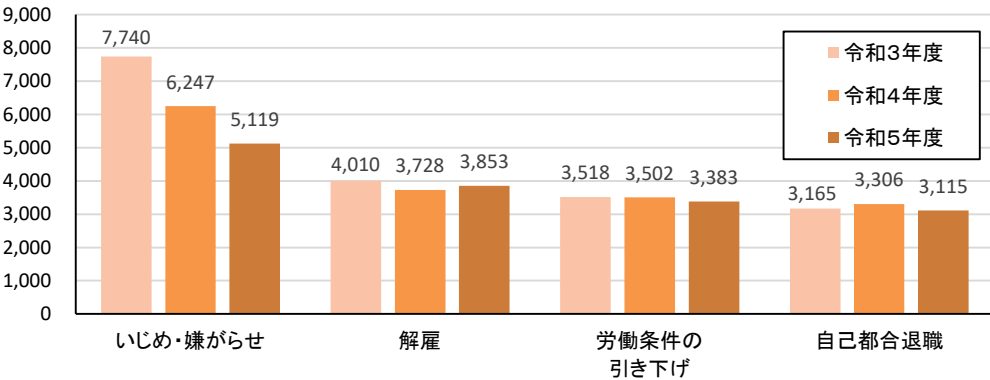
令和7年度(1月末現在)に助言・指導の受付を行った785件のうち、327件(41.7%)が解決した。

紛争調整委員会によるあっせん(受理件数)

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
249件	265 件	239 件	303 件

令和6年度(1月末現在)に処理終了した244件のうち、110件(45.1%)があっせん開催となった。開催したあっせん110件のうち、74件(67.3%)が合意成立した。

民事上の個別労働相談内容の内訳(上位4位)



(1人の相談につき複数件計上あり)

※ 令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、(これまで「いじめ・嫌がらせ」に含まれていた)同法上のパワーハラスメントに関する相談は全て(同法に基づく対応となり)別途集計することとなったため、令和3年度以前と令和4年度以降では集計対象に大きな差異がある。

(2) 労働基準の分野

最低賃金履行確保と支援策等の周知に向けた取組

最低賃金及び賃金引上げに向けた支援策の周知

- 10月1日から大阪府最低賃金が改正されるとともに、12月1日から特定最低賃金5業種の改正最低賃金が発効したため、改正最低賃金額や業務改善助成金等各種支援策の周知に向けて、10月以降も各市町村、使用者団体、労働団体や金融機関、在阪鉄道会社、税務署、府税事務所など多くの大阪府民が利用する施設に対して、リーフレットの配架、ポスター掲示等周知への協力要請を行った。

改正最低賃金額の自治体
広報誌への掲載率 100%



大阪府市民局（大阪メトロ）



大阪・関西万博で働く就職面接会場
（ハローワークプラザ難波）

- また、大阪労働局公式YouTubeチャンネル、大阪労働局X(旧Twitter)等も活用して、改正最低賃金額に加えて、業務改善助成金や中小企業庁等他省庁が所掌する様々な施策など、賃金引上げのための環境整備に資する支援策に関する情報を発信して、周知に努めた。

大阪労働局YouTubeショート動画→



最低賃金のための環境整備に関する作業部会を通じた取組

令和6年10月18日に作業部会を開催して、労働局が実施する支援策に加えて、近畿経済産業局から中小企業に対する支援策の紹介などを行い、情報共有を図った。さらに、労働局から経産局に働きかけ、最低賃金制度や支援策についてメルマガでの配信や、経産局の価格転嫁サポートセミナーでリーフレットを配付するなど連携を図った。



最低賃金の履行確保に向けた地方自治体等との連携

12月には、大阪府内の自治体（大阪市、堺市を除く。）に対して、中小企業・小規模事業者に対する役務及び工事等の発注に当たっては、契約期間中の最低賃金額の改正によって、受注者の労働者に対する最低賃金支払義務の履行に支障が生じないよう、労働局長と大阪府知事の連名で配慮要請を行った。また、国の在阪機関に対しても要請を行った。

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく最低賃金履行確保及び支援策の周知

1月から3月を「集中取組期間」として、最低賃金主眼の監督指導を実施し、最低賃金の履行確保を図った。また、調査の際には、事業場に対して、いわゆる「下請たたき」が疑われる行為が存在していないか丁寧に確認するとともに、業務改善助成金をはじめ各種支援策の周知や賃金引上げに向けた働きかけを行った。



長時間労働の抑制等①

労働時間の上限規制適用開始事業・業務への周知・支援

時間外労働時間の上限規制の適用が開始されたことから、労働基準監督署の労働時間相談・支援班では、集団指導や個別訪問などあらゆる機会を通じて改正法や中小企業・小規模事業者に対する支援策の周知に努めている。

中小企業に対する労働時間説明会		令和6年度適用開始業務に対する労働時間説明会						訪問支援	
		自動車運転者		建設業		医療保健業		個別訪問支援 件数	荷主要請 件数
回数	参加数	回数	参加数	回数	参加数	回数	参加数		
43	647	79	511	137	1254	29	366	445	331

自動車運転者の労働
時間削減に向けた取組



- ・ 関係行政機関との積極的な連携により、トラック運転者の時間外労働の上限規制等について幅広く周知した。
- ・ 長時間の荷待ちに関する情報を入手した荷主について、現在までにトラックGメンと合同で39社に対し荷主要請を行った。

建設業の労働時間
削減に向けた取組



- ・ 労働時間削減を推進するため、市町村の公共工事の発注部門を訪問し、適正な工期設定や週休2日制の実施などの要請を行った。
- ・ 工期末に向けて大阪・関西万博建設工事で働く労働者の長時間労働が懸念されることから、工事業者に対し時間外労働の上限規制の遵守に関する要請を行った。

医師の「働き方改革」の推進



- ・ 大阪府医療勤務環境改善支援センターの運営会議に毎月出席し、連携体制を構築している。
- ・ 大阪府内の保健所と合同で、合計10回、191医療機関に対して宿日直許可や取得後の労務管理や労働時間の考え方等の説明会を開催した。

安全で健康に働くことができる環境づくり②

長時間労働の抑制等②

過重労働解消キャンペーン

労働局長によるベストプラクティス企業の取組紹介

11月22日、長時間労働削減に向けて積極的に取り組む建設業の企業と大阪労働局長、近畿地方整備局、大阪建設業協会が意見交換を行った。
企業の労働時間の削減、具体的取組内容は、ホームページにより紹介。



過重労働解消相談ダイヤル

11月2日(土)9:00～17:00に、労働基準監督官がフリーダイヤルで電話相談を受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」を実施。
⇒ 受け付けた情報については、監督指導に活用。



法定労働条件の確保・改善対策の推進

◆ 監督指導件数の推移

	令和4年	令和5年	令和6年
監督指導実施件数	6,723	6,351	6,653
うち違反件数	4,966	4,647	5,065
違反率	73.9%	73.2%	76.1%

◆ 申告監督件数の推移

	令和4年	令和5年	令和6年
申告監督実施件数	1,598	1,816	2,048
うち違反件数	1,038	1,251	1,386
違反率	65.0%	68.9%	67.7%

◆ 送検件数の推移

	令和4年	令和5年	令和6年
労働基準法違反	26	17	28
労働安全衛生法違反	40	38	35
合計	66	55	63

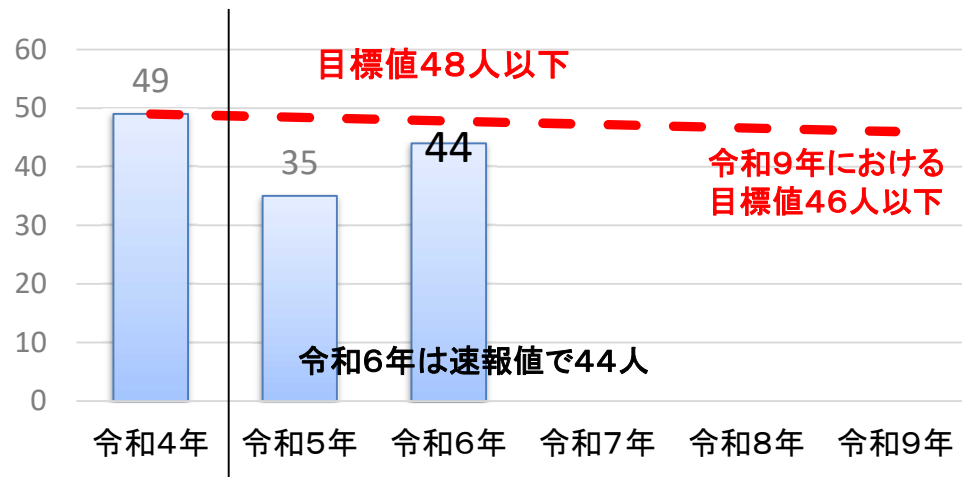
※監督指導実施件数のほか、新型コロナウイルス感染防止対策にかかる啓発指導等を、令和4年 2,249件、令和5年 1,820件、令和6年 1,003件 実施している。

安全で健康に働くことができる環境づくり③

労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

死亡災害

大阪労働局第14次労働災害防止推進計画(14次防)における全体目標：
令和4年と比較して、令和9年までに5%以上減少させる。

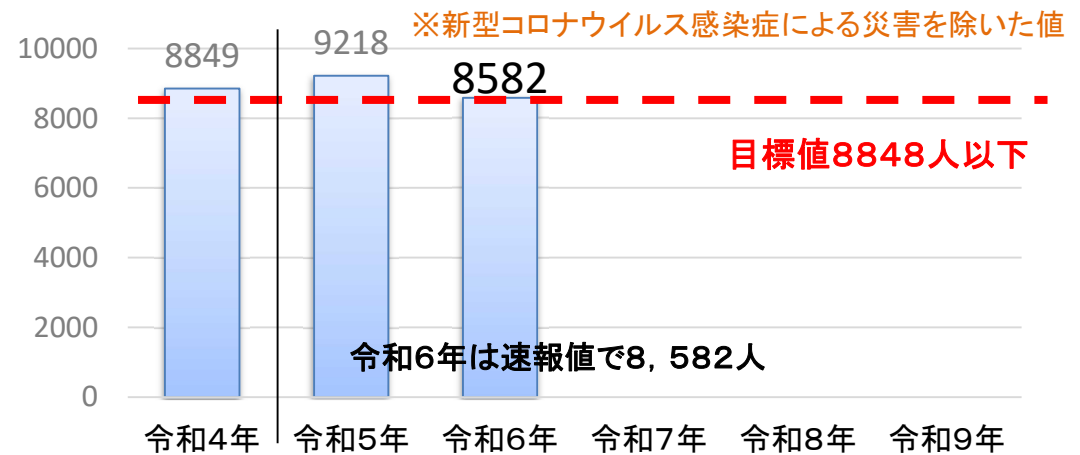


【令和6年の死亡災害の傾向】

- 業種別では製造業が13人で最多（6人→13人）
建設業は大幅な減少（13人→8人）
- 事故の型別では、
（昨年と比較して増加）
熱中症（1人→8人）、飛来落下（3人→7人）
挟まれ巻き込まれ（3人→5人）
（昨年と比較して減少）
墜落（13人→8人）、激突され（3人→1人）

死傷災害

14次防における全体目標：令和3年までの増加傾向に歯止めをかけ、
令和4年と比較して、令和9年までに減少させる。



【令和6年の死傷災害の傾向】

- 昨年と比較すると三次産業以外の各業種で減少している
建設業 63人減少（-10.2%）
製造業 102人減少（-6.1%）
陸上貨物運送事業 64人減少（-4.8%）
三次産業 49人増加（1.0%）
- 事故の型別では 転倒、動作の反動、無理な動作
が、全体の4割を占めており、高止まりの傾向である

14次防の重点対策への取組の推進

- 1 事業者が自発的に安全衛生対策への取組むための周知啓発
- 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止
- 3 高年齢労働者の労働災害防止
- 4 労働災害が多発する業種に対する労働災害防止対策

①高年齢労働者の労働災害防止対策等の推進

・高年齢労働者の労働災害を防止し、安心して働ける職場環境の改善を進めるため、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)及びエイジフレンドリー補助金の周知を説明会などの機会を通じて行った。



エイジフレンドリー補助金の交付申請及び決定件数の状況

年度	令和5年度		令和6年度(速報)	
	交付申請 件数	交付決定 件数	交付申請 件数	交付決定 件数
都道府県				
大阪	150	96	306	154
全国	1,786	1,078	2,210	1,247

②製造業に対する取組

令和6年10月にwebによる**製造業労働災害防止研修会**を行ったところ、約320事業場にご参加いただき、自主的な安全衛生対策への取組の重要性について周知啓発を行った。

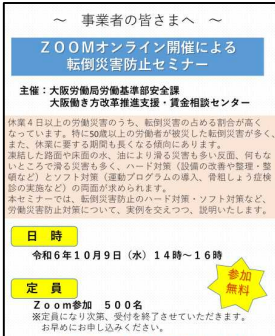


製造業労働災害防止研修会

③第三次産業等に対する取組

令和6年10月にZOOMによる『転倒災害防止セミナー』を開催し、転倒災害に対する取組の重要性について周知啓発を行った。

また、10月に「大阪百貨店協議会」、11月に「飲食業安全衛生活動連絡会」、令和7年1月に「大阪府小売業+Safe協議会」をそれぞれ開催し、好事例の取組に関する情報を共有する等、企業における自主的な安全衛生活動の促進を図った。



転倒災害防止セミナー

2025年大阪・関西万博建設工事に係る労働災害防止の推進

建設工事について、関係行政機関、発注者、施工業者で構成する「安全衛生連絡協議会」を通じて、長時間労働の縮減も含めた労働災害防止対策の徹底を図った。

また、随時、臨検監督等を実施し、安全衛生に係る法違反を是正させ、各事業場に災害防止を徹底させた。



協議会によるパトロール

安全で健康に働くことができる環境づくり⑤

労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

事業場における治療と仕事の両立支援

- 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」普及のため、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターと共催でセミナーを開催し、大阪産業保健総合支援センターと連携し、両立支援コーディネーターの講演を実施(開催回数:2回開催)。

【チーム会議の様子】



- 地方自治体、関係団体等で構成する「大阪府地域両立支援推進チーム会議」を開催し、チーム構成員の活動等を共有し、連携強化を図るとともに、治療と仕事の両立支援に積極的に取り組む企業に事例発表してもらうことにより、チーム構成員の意識向上を目指した。

メンタルヘルス対策及び過重労働対策等の推進

【目標】＜第14次労働災害防止推進対策＞

- メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする(令和5年度:68.7%、令和6年度:75.5%)
- 50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに50%以上とする(令和5年度:39.5%、令和6年度:40.0%)

【取組】

- 精神障害にかかる労災支給決定がなされた事業場、内容からメンタルヘルス対策について問題が見受けられる事業場に対し、同対策の取組方法について、個別に丁寧な指導を実施。また、精神障害にかかる労災支給決定が同一企業内で複数回行われた事業場に対しては、企業全体に渡る問題に対し、総合的なメンタルヘルス対策を構築させるため、企業本社への指導を実施した。

新たな化学物質規制の周知の取組

- 化学物質の製造・取扱事業場に対し、新たな化学物質規制についてのアンケートを実施し、各事業場の取組状況の把握を行い、大阪労働局第14次労働災害防止推進計画で定められた化学物質管理に係る事業主が取り組む指標(アウトプット指標)の達成状況も併せて確認した。
- 令和7年2月1日から始まる化学物質管理強調月間の取組として、大阪府、大阪市、堺市と共催で「化学物質対策セミナー」をオンライン形式を含めたハイブリッド形式で実施した。また、大阪産業保健総合支援センターと共催で企業の管理者向けのセミナーを実施した。さらに府内の多くの事業場が加入している飲食業関係団体に対し、飲食業向けのわかりやすい化学物質管理の専用リーフレットを作成して周知を要請した。



化学物質の環境リスク低減に向けた取組の一環として、「化学物質対策セミナー」を開催します。
今回のセミナーでは、化学物質の排出削減の取組みや、労働安全衛生法の新たな化学物質規制、事業場における大規模災害に備えた取組について紹介します。ぜひご参加ください。

日時 令和7年2月14日(金曜日) 14:00~16:10

開催方法 オンライン配信及び会場での視聴 ※講師はオンラインによる講演
【オンライン】ライブ配信 (YouTube Live)
【会場】堺市役所 3階3号 大会議室 第1会議室
(堺市堺区南瓦町3番1号)
(13:00 開場、定員 40名(先着順))

講演内容 1. 大阪府化学物質管理制度及び排出削減事例について
大阪府環境局環境管理部環境規制課
2. 労働安全衛生法の新たな化学物質規制について
大阪労働局労働安全部環境課
3. 大規模災害に備えたリスク低減対策
コスモ石油株式会社

■PC・タブレットよりお申込みの方
下記URLよりアクセスしてお申込みください。
<https://japan.sai-net.net/20000/residents/procedures/online/4/8047ef-4b1f-45d4-b070-e4804131b0dc/seat>
■スマートフォンよりお申込みの方 【大阪府オンライン申込】⇒
右側QRコードよりアクセスしてお申込みください。
■電子メール又はファクシミリでお申込みの方
大阪労働局 甲に添付中の案内表裏の申込書及び電子メールにより大阪府へ
照会申込みください。 【案内・申込書】⇒
○申込期間: 令和7年2月7日(金曜日)
会場参加については、定員になり次第、受付を終了します。

石綿ばく露防止対策の推進

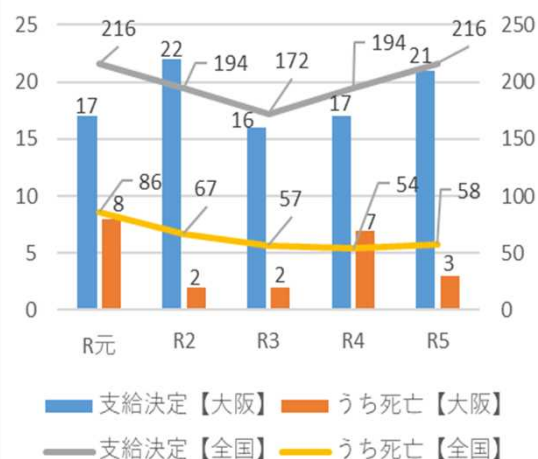
- 建築物等の解体工事については、ある一定の要件を満たした資格者でしか石綿の使用状況についての事前調査が実施できなくなったことについて、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター、建災防大阪府支部と共催でWEB形式による説明会を開催(開催回数:2回開催)

労災補償対策の推進

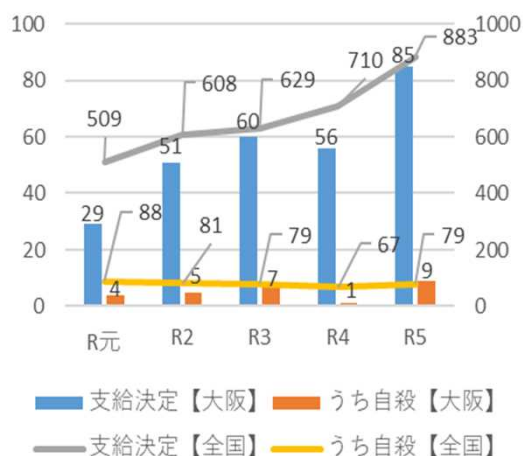
迅速・適正な労災補償の実施

- 過労死等事案(脳・心臓疾患及び精神障害事案)の請求件数は依然として高水準で推移。
- 過労死等事案の事務処理に当たっては、監督・安全衛生担当部署と連携した調査を実施するとともに、認定基準等に基づく迅速・適正な処理を推進している。なお、脳・心臓疾患労災認定基準は令和3年9月に、心理負荷による精神障害に関する労災認定基準は令和5年9月に改正が行われた。
- 労災保険の窓口業務について、相談者等に対して懇切・丁寧な説明を行っている。

脳・心臓疾患に係る労災支給決定状況



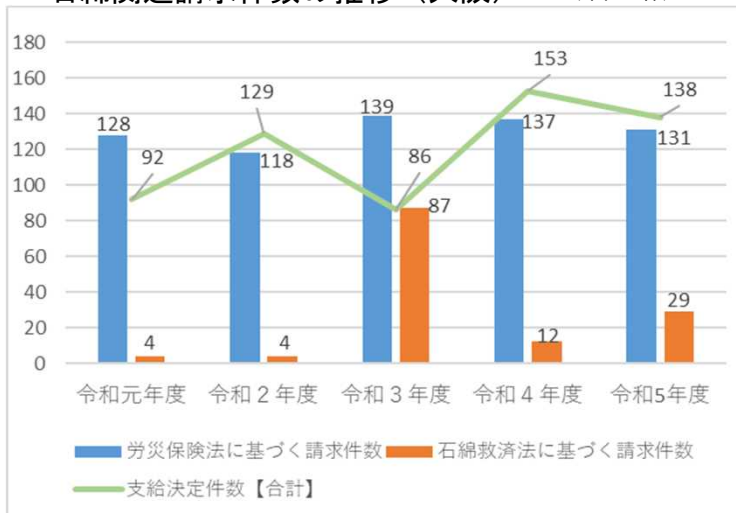
精神障害に係る労災支給決定状況



石綿関連疾患に係る補償(救済)制度の更なる周知

- 平成17年7月の第1回公表以来毎年、石綿ばく露作業による労災認定等事業場(全国分)を公表している。令和5年度分までの公表数は延べ19,367事業場が公表されている。
- 石綿関連請求件数は、令和4年度149件、令和5年度160件と高水準で推移しているが、石綿による疾病についての補償もれがないよう、労災補償及び石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金(改正石綿救済法)の周知を行い、労災請求等の一層の促進を図っている。

石綿関連請求件数の推移(大阪) (単位: 件)



【令和5年度大阪局の状況】(確定値)

- 「請求件数」 **160件** (前年度比11件増加)
- 「支給決定件数」 **138件** (前年度比15件減少)

※石綿健康被害救済法に基づく請求期限が令和3年度中であつたことから、令和3年度は請求件数が大幅に増加した。請求期限は現在延長され、令和14年3月27日までとなっている。

(3) 職業安定の分野

円滑な労働移動の推進及び多様な人材の活躍促進①

行政運営方針【3-1】

職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

ハローワークに求められる支援

生産年齢人口の減少等により、企業において慢性的な人材不足となり、人材確保が企業活動にとって喫緊の課題となっていることから、求人事業所に対するきめ細かいサービスの提供や、求職者に対する積極的な求人情報等の発信が重要。

オンラインツールを活用した取組

- ハローワークインターネットサービスのマイページ機能により求職者のニーズに沿った求人情報やイベント情報等をオンラインで積極的に提供。
- 従来の対面型サービスに加え、オンラインでの求人提出を促進。求職者が来所不要で手続きが完了するため、利便性が向上。
- オンラインツールを活用した職業相談、面接会、職場見学等を実施。オンラインセミナーについては、Web上のメタバース空間で開催する等、新たな取組を実施。



【バーチャル職業理解セミナー】



【オンライン職業相談】

機動的な雇用対策

- 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の円滑な開催に向け、万博関連企業の人材確保に資するため、就職面接会・企業説明会を局主催で大規模開催1回、府内各所で19回（R7.1末時点）実施。



【万博イベント特設サイト】

【大阪・関西万博で働く！ 就職面接会 & 企業説明会（局主催）】

令和6年10月21、22日開催

参加企業：25回

参加求職者（来場）：244名

参加求職者（サテライト）：597名

長期療養者に対する就職支援

- 府内11か所のハローワークと、がん診療拠点病院等が連携し、がん患者等に対して治療と職業生活の両立のための専門的な就職支援を実施。

行政運營方針【3-2】

- 22

職業訓練を活用した人材育成支援

大阪の産業の成長を支える人材育成と職業訓練の推進

- 大阪の産業の成長を支えるIT、ものづくり分野や、依然、人材不足が深刻な建設、介護福祉分野における人材確保・育成を柱とした人材育成支援を推進。
- 「デジタル田園都市国家構想基本方針」を踏まえ、職業訓練におけるデジタル分野の推進・重点化によりデジタル人材を育成するため、ハローワーク等において、デジタル分野の訓練実施施設の見学会や説明会、職業理解セミナー等を開催し、誘導を強化。
- ハローワークの職業訓練窓口を担当する職員・相談員に対してデジタル分野における基礎知識の向上を図り、適切な訓練受講を促すための訓練説明会を実施。

公的職業訓練の積極的なPRと情報発信の強化

- 公的職業訓練PR用パンフレット「ハロートレーニング」の発行、LINE、X、Instagram、大阪労働局YouTubeチャンネル、公的職業訓練のPR漫画、その他ホームページを活用して積極的に公的職業訓練の情報を発信し、職業訓練が必要な方に情報が届くよう周知・広報を積極的に実施。
- メタバース上の「バーチャルわかものハローワーク」において公的職業訓練の周知セミナーを毎月開催し、これまでハローワークを利用されていない方々に対しても広く周知することで情報発信を強化。

ものづくり系訓練校の見学バスツアーの開催

- 大阪府と連携し、「ものづくり分野」の魅力を知っていただくことを目的に、ものづくり系の職業訓練を実施している大阪府立高等職業技術専門学校を見学するバスツアーを実施。
- 大阪府と連携し、人材不足分野であるものづくり系の職業訓練を中心に訓練受講後の就職像及び職業理解の促進を図るための「～ぎせんこうって何だ！？～職業訓練校ガイダンス&セミナー」を集中的に開催。



厚生労働省 大阪府労働局 ハローワーク 大阪府

ぎせんこうって何だ!?

事前予約制・先着順

高等職業技術専門学校（ぎせんこう）は、主に「ものづくり」の技能を身に付け、就職に即応できるように多くの分野の公的職業訓練施設です。これまでに受講された方々の中には、未経験からトライして正社員就職を実現しています！令和5年度修了生の就職率はなんと91.8%！あなたも卒業で「ぎせんこう」のスキルを身につけてみませんか？

体験見学バスツアー開催

1/27 (月) 北大阪ぎせんこうへの体験見学バスツアー

1/28 (火) 南大阪ぎせんこうへの体験見学バスツアー

【お申込み・お問い合わせ先】
ハローワーク枚方 072-841-3363 (45#)

ものづくり分野の体験見学バスツアー



公的職業訓練のPR漫画

訓練受講者等の実績

	応募者数	受講者数	就職件数
令和4年度	13,519	9,620	5,432
令和5年度	12,665	9,894	5,579
令和6年度※	8,015	6,293	4,305

※令和6年度は12月末現在の実績
※応募者数、受講者数は当月実績ベース、就職件数は修了月ベース

リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進

キャリア形成／リ・スキリング推進事業の取組

- ・ 在職時からのキャリアアップやリ・スキリングに関する継続的な相談支援が行えるよう、「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」を各ハローワークに設置。（厚生労働省委託事業）
- ・ 大阪キャリア形成・リスキリング支援センターと連携し、訓練受講希望者や在職者に対してキャリアコンサルティングを実施。

キャリアコンサルティング実施数 7,723件（令和7年1月末現在）

人への投資関連施策の推進

各ハローワーク窓口、事業所訪問、セミナー開催時等において、リーフレット配布・説明を実施し、企業内における人材育成を促進するため、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」を活用勧奨。

●人材開発支援助成金

人への投資促進コース

事前に計画に沿った職務に関連した訓練を実施した場合に、訓練経費や賃金の一部を事業主に助成。令和4～8年度の期間限定助成金として、5つのメニュー（「定額制訓練」「高度デジタル人材／成長分野等人材訓練」「情報技術分野認定実習併用職業訓練」「自発的職業能力開発訓練」「長期教育訓練休暇等制度」）がある。

計画届提出件数（計画人数） 1,063件（24,232人）

事業所訪問等活用勧奨件数 597件 （令和6年12月末現在）

「教育訓練給付」制度による学び直しの支援

- ・ キャリア形成における学び・学び直しを支援する目的から、積極的に教育訓練を受講いただけるよう、郵送や電子で申請が可能なこと等、「申請しやすさ」をリーフレットやHPを通じて周知。
- ・ 雇用保険法改正により、令和6年10月から教育訓練受講による賃金上昇や資格取得等を要件とした追加給付制度が新たに創設されたため、リーフレットやHPを通じて周知。

各種助成金の活用促進

各ハローワーク窓口、事業所訪問、セミナー開催時等に、リーフレット配布・説明を実施し、円滑な労働移動推進のための助成金の活用を促進。

●早期再就職支援等助成金

（令和6年4月 労働移動支援助成金と中途採用等支援助成金が統合）

雇入れ支援コース

事業主の事情により、離職を余儀なくされた方を、早期に雇い入れ、前職より5%以上賃金を上昇させた事業主に助成。

中途採用拡大コース

中途採用者の雇用管理制度を整備し、中途採用の拡大を図る事業主に助成。

●特定求職者雇用開発助成金

成長分野等人材確保・育成コース

未経験の就職困難者を成長分野（デジタル・グリーン）の業務に従事させる又は訓練・賃金アップを行う雇い入れをした事業主に助成。

円滑な労働移動の推進及び多様な人材の活躍促進⑤

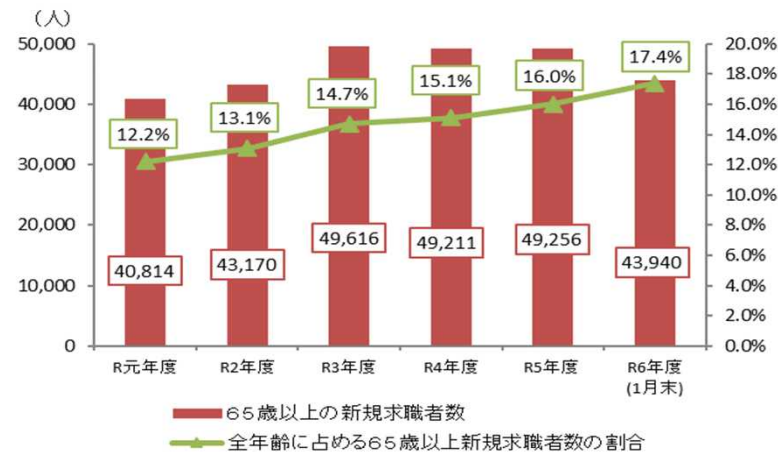
高齢者・障害者・外国人に対する雇用対策の推進

高齢者の就労・社会参加の促進

行政運営方針
【3-5】

- 生涯現役支援窓口において、65歳以上の高齢者に対して重点的に、担当者制による個別相談や各種セミナー、就職面接会等を実施。
- 70歳までの就業確保措置(努力義務)を講じることを定めた改正高齢者雇用安定法(令和3年4月1日施行)について、あらゆる機会を捉えて周知啓発を実施。

生涯現役支援窓口での65歳以上の就職率 90.6%(目標83.4%)
(令和7年1月末現在)



障害者の就労促進

行政運営方針
【3-6】

- 障害者就職面接会の実施
令和7年2月27日(木)
会場: マイドームおおさか
参加企業 84社 参加者数 626名

・ハローワークにおける障害者就職件数
7,892件(令和7年1月末現在)(目標8,456件)



- 障害者雇用優良中小事業主認定制度

認定事業所数: 25社
(令和7年1月末現在)



外国人に対する支援

行政運営方針
【3-7】

外国人雇用状況の届出状況

令和6年10月末現在
外国人労働者数は174,699人
(前年同期比19.3%の増加)
外国人を雇用する事業所数は28,167か所
(前年同期比10.7%の増加)

近畿ブロック外国人留学生就職面接会2024秋

令和6年11月8日(金)開催
エディオンアリーナ大阪(大阪府立体育会館)
参加企業98社 参加留学生611名

初めての外国人雇用セミナー

外国人の雇用実績がない事業所を対象に外国人雇用の基礎知識を深めていただく
セミナーをオンラインで開催
10回開催 92名参加(令和7年1月末現在)



就職氷河期世代の活躍支援

- ・ 府内6か所のハローワークに設置している「35歳からのキャリアアップコーナー(就職氷河期世代支援窓口)」を中心に就職支援を実施。
- ・ 就職氷河期世代について、令和5年度からの2年間で集中支援期間「第二ステージ」として、政府を挙げて支援に取り組んでいる。

ハローワークの職業紹介により、正社員に結び付いた就職氷河期世代(35歳～56歳)の不安定就労者・無業者の件数9,041件(令和7年1月末現在)(目標10,653件)

ハイブリッド型セミナーの実施

専門窓口設置所を中心に府内のハローワークをZoomで接続し、複数会場において同時開催。(本会場+大阪府内のハローワーク)

「ミドル層こそ考えたい これからのキャリアデザイン“人生100年時代”時代とともに変化を求められる働き方」等開催。

10回開催(全12回) 参加者1,935名

大阪キャリア形成・リスキリング支援センターと共催し、ジョブ・カードの推進・普及を含めた求職者向けセミナーを全5回開催。(大阪府内のハローワークの会場+オンライン。)

参加者1,523名

事業主向けセミナーの開催

就職氷河期世代の積極的な採用、正社員化等の気運の醸成を目的とした事業主向けセミナーを各ハローワークの会議室等を本会場としオンライン配信。

「人口減少を勝ち抜く人材活用セミナー」

5回開催(全6回) 参加企業 205社 参加者 211名

大阪キャリア形成・リスキリング支援センターと共催し、事業主向けオンラインセミナーを全2回開催。

参加企業23社 参加者 23名



面接会・説明会の開催

「35歳からのキャリアアップ就職面接会WEEK」

就職氷河期世代支援窓口設置所を中心に毎月第3週にミニ面接会を集中的に開催。

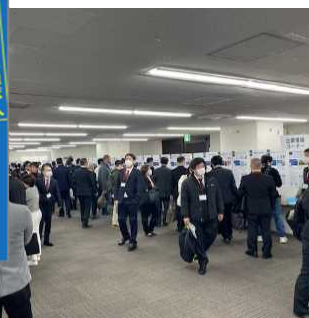
「35歳以上のミドル世代のための就職面接会&企業説明会」

就職氷河期世代の採用に意欲的な企業との出会いの場として、面接会&説明会を開催。

当日は、相談ブースコーナーや職業訓練ブースも設置。

令和6年12月3日開催(天満橋OMM)

参加企業70社、参加者432名



「JR西日本グループ社会人採用 求人説明会&相談会」

西日本地域の参加希望ハローワークで求人説明会及び当日の録画の放映による広域求人説明会を開催

参加者 合計 278名

12月2日 63名【本会場(梅田のみ)】

12月3日～7日 215名【会場数33か所】

円滑な労働移動の推進及び多様な人材の活躍推進⑦

女性・若者に対する雇用対策の推進

マザーズハローワーク事業の取組

行政運営方針
【4-2】

- 大阪府内の2か所のマザーズハローワークと13か所のマザーズコーナーを拠点として、子育てと仕事の両立を希望される方等に担当者制による個別支援をはじめとする各種支援を実施。
- 地方自治体や子育て中の女性の支援に取り組むNPO法人等において、潜在的求職者（ハローワークを利用したことがない者）に対し、出張相談や出張就職支援セミナー等のアウトリーチ型支援を実施。
- 2か所のマザーズハローワークでは、時間的・物理的な制約がある子育て中の方のニーズに応じて、各種サービスをオンラインで提供。



重点支援対象者に対する担当者制支援対象者数 4,674人(目標5,686人)
(令和7年1月末現在) 就職率 97.9%(目標95.9%)

新規学卒者に対する就職支援の取組

行政運営方針
【3-9】

大阪新卒応援ハローワークの取組

- 施設に常設ブースを設置し、「Daily企業説明会」をほぼ毎日開催。
- 卒業年次以前の学生も対象とした「業界研究ツアー」、自己理解や面接対策等の各種グループワーク・セミナー、大学への恒常的な訪問による連携を実施。

就活の早期化に対応した低回生を含めた支援

「出張適職診断ワーク」という名称で、大学構内において、大学生等のニーズの高い職業興味検査を実施。全学年を対象として実施。

参加生徒 計370人 うち1・2回生 325人 (令和7年1月末現在)

フリーターに対する正社員就職支援の取組

行政運営
方針【3-9】

- フリーター等の正社員化を推進するため、大阪わかものハローワークと各ハローワークの「わかもの支援窓口」を中心に、担当者制による個別支援を実施。
- 大阪わかものハローワークでは、就職面接会や各種グループワーク・セミナーを実施。

わかものハローワーク等を利用して、就職したフリーター等のうち、
正社員として就職した者の割合 77.7%(令和7年1月末現在)(目標71.0%)

バーチャルわかものハローワークによる支援

メタバース(バーチャル空間)において「バーチャルわかものハローワーク」による各種支援(アバターによる簡易相談、セミナー動画の放映等)を通じて、ハローワークを知るきっかけ作りを行う。また、支援のプレ体験により、ハローワークでの必要な支援の利用へつなげる。

【バーチャルわかものハローワークの特徴】

- パソコンやスマートフォン等から、アバターで参加し、匿名性を保ったまま職員やその他の参加者とコミュニケーションを取ることができる。
- バーチャル企業説明会・セミナーなどのイベントを開催中。

延べ利用者数(総訪問者) 23,934人
うち新規利用者数(訪問者) 3,813人
(令和7年1月末現在)



▲バーチャルわかものハローワークの様子

円滑な労働移動の推進及び多様な人材の活躍促進⑧

行政運営方針【3-10】

地方自治体と一体となった雇用対策の推進

地方自治体との連携

・国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めることで住民サービスの向上を図るため、大阪府内の7自治体と雇用対策協定を締結。

令和7年1月末現在の雇用対策協定締結状況
大阪府、堺市、東大阪市、高槻市、
吹田市、寝屋川市、柏原市

・地方自治体と連携を図り、地域の雇用に関する課題に対応するための様々な取組を実施。

取組の例

【吹田市】「吹田市わかもの会社説明会＆相談会」を実施
(令和6年10月7日開催 参加者:22名)

【高槻市】「合同企業面接会inたかつき」を実施
(令和6年11月26日開催 参加者:63名)

【東大阪市】「障害者就職面接会」を実施
(令和6年12月3日開催 参加者:27名)



【吹田市 会社説明会の様子】

生活保護受給者等に対する就労支援

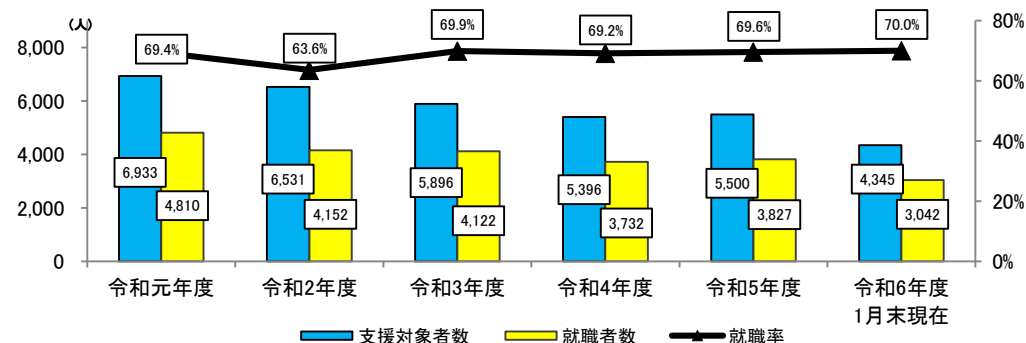
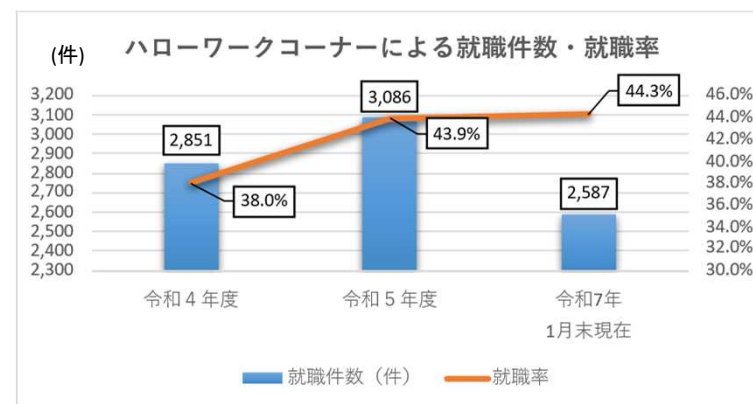
生活保護受給者等の生活困窮者に対して、福祉事務所内へのハローワーク常設窓口の設置(大阪府内計21か所)や巡回相談といったワンストップ型の就労支援を実施。

生活保護受給者等に対する支援実施状況(令和7年1月末現在)
就職率 70.0%(目標68.1%)
就職件数 3,042件(目標4,312件)

一体的実施の取組

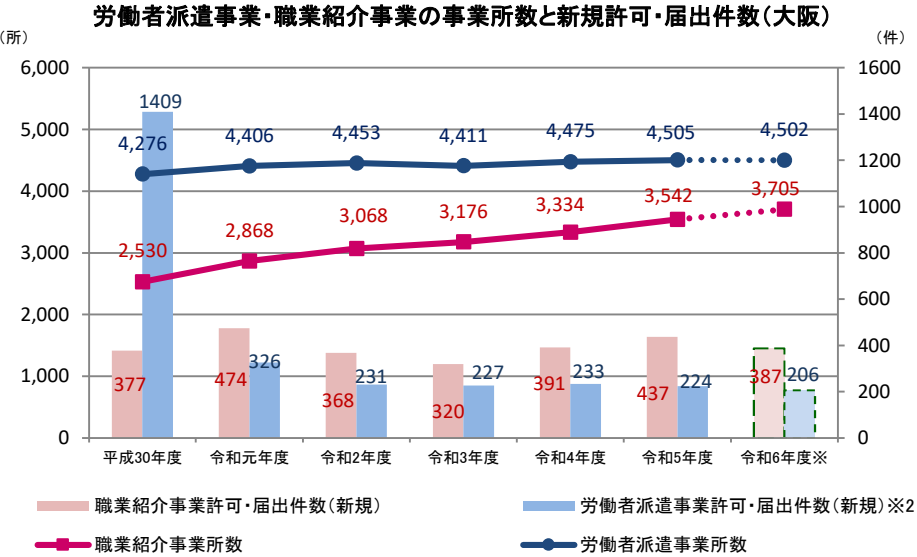
大阪府、大阪市、堺市、寝屋川市、柏原市の5自治体に、ハローワークコーナーを7か所設置し、自治体の就職相談等の利用者に対して、ワンストップでハローワークの職業紹介を実施。自治体等と定期的な情報交換を行う等、連携を図っている。

ハローワークコーナーによる就職件数
2,587件(令和7年1月末現在)(目標3,010件)



(4) 需給調整事業の分野

許可事業者等への法制度の周知徹底



※1 令和6年度は令和7年1月1日現在の数値
※2 平成30年度の労働者派遣事業許可・届出件数(新規)が多数となっているのは、平成27年の法改正により、届出制の派遣事業が廃止されて全て許可制となり、平成30年9月29日までに一般労働者派遣事業への切り替え申請が必要であったことによるもの。

労働者派遣法、職業安定法等の遵守徹底

①指導監督の状況

		令和6年度 (1月末現在)	前年度同期
職業紹介事業等		934件	769件
労働者派遣事業	派遣元	781件	746件
	派遣先	49件	38件
請負関係事業		17件	28件

②説明会等の実績については、左記に掲載

派遣労働者に対する積極的な支援等

①派遣労働者からの苦情・相談(1月末現在)

611件(前年同期 634件)

※指導監督が必要な事案についてはできる限り早期に全て対応

②労働者派遣セミナー(1月末現在)

15回 223名(前年同期 16回 315名)

- ①新規事業者向け説明会(1月末現在)
- | | | |
|---------|-----|---------------------|
| 労働者派遣事業 | 10回 | 52名(前年同期実績:10回 41名) |
| 職業紹介事業 | 10回 | 68名(前年同期実績:10回 57名) |
- ②新規許可・更新後説明会(1月末現在)
- | | | |
|---------|-----|---------------------------|
| 労働者派遣事業 | 10回 | 486事業所(前年同期実績:10回 419事業所) |
| 職業紹介事業 | 10回 | 564事業所(前年同期実績:10回 542事業所) |
- ③業界団体等への講師派遣状況(1月末現在)
- 7団体 7回(前年同期 9団体 10回)

(5) 労働保険適用徴収の分野

労働保険未手続事業一掃対策の推進

- 新規オープンの大規模商業施設に入居する事業場に対し、施設運営側と協力して労働保険制度の周知行い、効率的な加入勧奨を実施した。
- 労働保険未加入の事業場に対しては、アンケートを活用して労働者の有無の把握に努めるとともに、リーフレット等を活用して制度の周知を行っている。

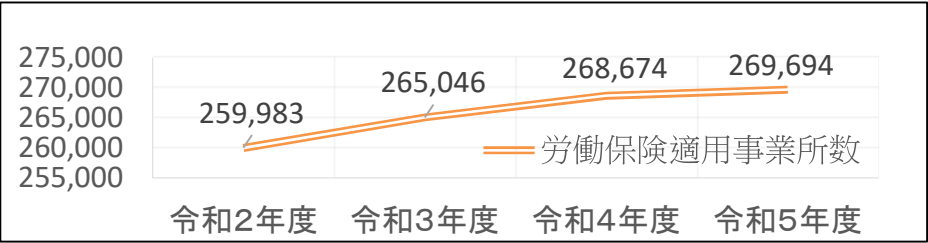
対策の取組実績

	未手続指導件数		手続指導による成立件数		職権による成立件数 (自主成立を拒んだもの)	
	目標件数	実績	目標件数	実績	目標件数	実績
令和6年度 (7年1月末)	3,000件	3,159件	1,300件	1,337件	20件	10件
令和5年度 (6年1月末)	2,800件	2,825件	1,200件	1,103件		17件
令和5年度		2,949件		1,271件		22件

- 労働保険未手続事業一掃強化期間広報の取組(11月)
- 大阪府下の行政機関、関係団体、及び池田泉州銀行等へリーフレット配布
- 行政機関や関連団体の広報誌に記事を掲載



労働保険適用事業場数の推移(大阪)



労働保険料の収納率の維持・向上

- 滞納事業場に対して、事業実態を把握した上で財産状況等を勘案した合理的で妥当な納付計画を指導するとともに、滞納整理の実施に当たっては、重点事業主を選定の上、差し押さえ等の強制措置を積極的に行い、実効性のある滞納整理を実施している。
- 労働保険料等を一時に納付することが困難になった場合で、一定の要件に該当するときは、**換価の猶予**が認められるため、この制度の周知に努めている。
- その他、労働保険料の**口座振替制度**についてあらゆる機会にリーフレットを配布し、制度の周知と利用事業場の増加に努めている。

口座振替制度の利用状況

	令和4年度1期分	令和5年度1期分	令和6年度1期分	単位
口座振替件数	28,100	30,553	33,737	件
口座振替利用率	16	17.1	18.9	%

口座振替利用率は、年度更新対象事業場数に対する口座振替対象件数

年度別労働保険料収納率

※ 収納率は、徴収決定額に占める収納額の割合

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (1月末現在)
徴収決定額	2,638億円	3,436億円	3,522億円
収納額	2,614億円	3,407億円	2,625億円
収納率※ ()内は全国の数値	99.1%(99.1%)	99.2%(99.1%)	74.5%(74.2%)
(参考)	令和5年1月	令和6年1月	令和7年1月
徴収決定額	2,629億円	3,427億円	3,522億円
収納額	1,950億円	2,557億円	2,625億円
収納率※ ()内は全国の数値	74.2%(74.0%)	74.6%(74.2%)	74.5%(74.2%)